

飛散防止対策の基本的な考え方

- ☀ オペレーターなどの農薬散布者と、散布委託者である実施主体が「現場の情報」を共有し、協力しあうことで、より一層、適切な対策が図れます。さらに、一つだけの飛散防止対策でなく、散布現場に対応した総合的な対策を講じてください。

散布者が行う散布作業前の対策

◎ 事前の散布研修

- 散布シーズン前に、風の状況を踏まえつつ「散布分散パターン」のデモ散布研修などを行い、実態を習得しておくことに努めてください。

☀ 散布装置の定期点検・整備の徹底

- 散布シーズン前に、散布装置の定期点検・整備を必ず行い、吐出圧や吐出量が適正か事前点検してください。

☀ 事前確認調査の徹底

- 実施主体とともに「散布周辺の他作物」に関する情報と除外地区、飛散を防ぐべき圃場の防護状況の確認を行うようにしてください。

☀ 散布装置の洗浄の徹底

- タンク、配管、ノズルなどの洗浄。特に散布対象作物や農薬が前回の散布と異なる場合は洗浄を徹底してください。

散布者が行う飛散低減対策

《他作物が栽培されている周辺の散布に当たっては、以下の事項について十分な対策をとってください》

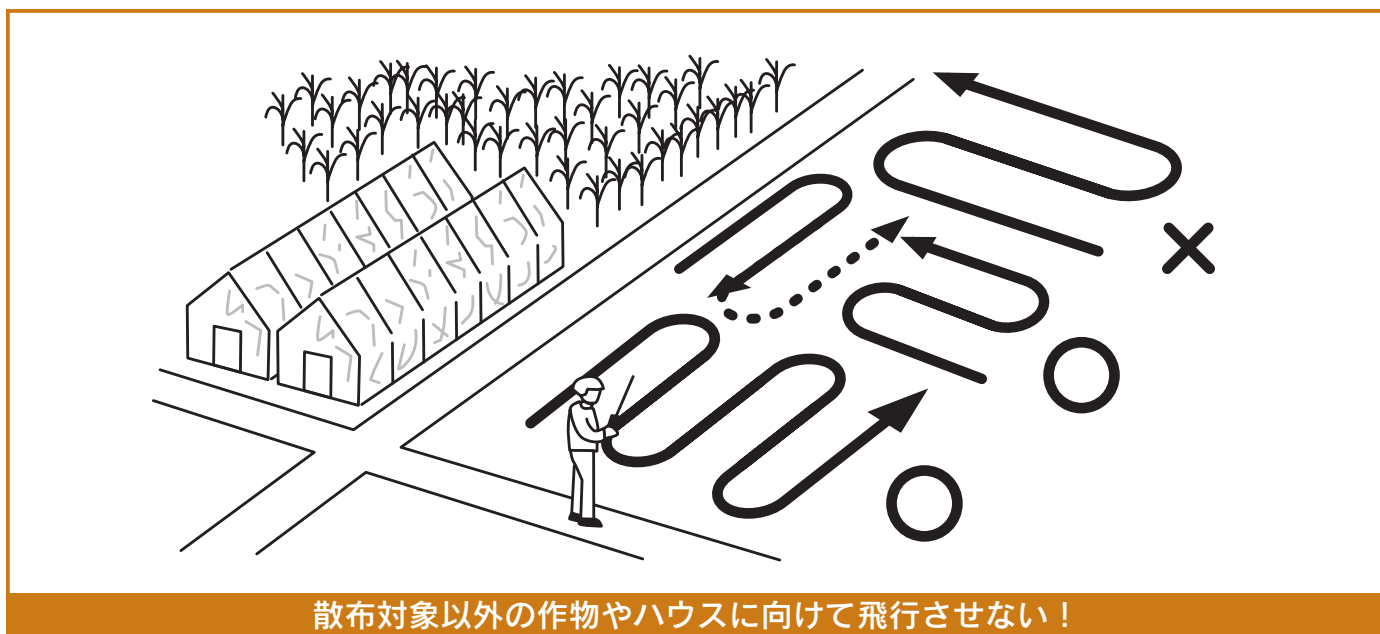
☀ 他作物が栽培されている周辺の散布は特に注意

- 風の弱いときに優先して散布が行えるように、事前調査の段階で実施主体と十分な打合せを行うようにしてください。

☀ 風の弱いときの散布の徹底

- 実施基準で定められている風速を遵守することが基本ですが、できるだけ風の弱いときに散布を行ってください。

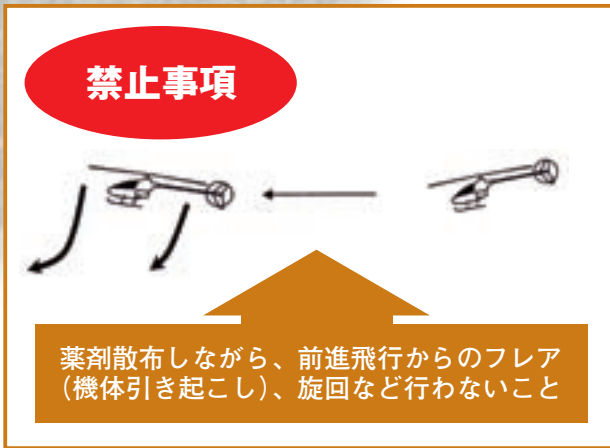
☀ 他作物の栽培されている圃場に対して平行散布の徹底



- 他作物が栽培されている圃場に平行散布を行うようにしてください。
この散布のときの「機体の引き起こし」は極力抑えて行ってください。
- 他作物の栽培圃場へ向けた散布飛行を避けてください。
- 他作物の栽培圃場に向かって散布しなければならない場合は、風の状況に応じて数回、枕地をとって平行散布を行うようにしてください。

☀ 散布吐出の開始・停止のタイミングを適切に

- 散布を行いながら、前進散布からの機体の引き起こし、旋回を行わないこと



- 散布時の吐出の開始・停止のタイミングが不適切ですと思わぬ飛散の発生原因となります。十分余裕をとってください。
- 特に、機体の引き起こし、旋回時は注意を払い、これら操作の手前で適切に吐出を停止してください。

☀ 散布飛行速度を抑えて低空散布を行ってください

- 散布時の風向や風の強さに応じて、散布基準の範囲内で「速度を下げる」「高度を下げる」散布を行ってください。

☀ 気象観測の徹底

- 実施主体とともに、気象条件（風の強さと方向）を記録し、一定期間保管しておいてください。
- 右の表（ビューフォート風力階級表）などを参考に、他作物の栽培圃場と風向きとの位置関係や風の強さの程度をチェックし、記録してください。

ビューフォート風力階級、気象庁風力階級 — 抜すい —

（気象ハンドブック委員会、1979）

風力階級	風速 (m/s)	説明	
		陸上	海上（状況説明は簡略化）
0	0.0~0.2	静穏、煙はまっすぐ昇る	鏡のよう
1	0.3~1.5	風向は煙がたなびくのでわかるが、風見には感じない	さざなみ
2	1.6~3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く風見も動き出す	小波、波頭が滑らか
3	3.4~5.4	木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽い旗が開く	小波、ところどころ白波

《散布者は、以下の事項について対策を検討してください》

- ◎ 他作物の栽培されている圃場が、風上にあるときに散布を行うように努めてください。

実施主体にお願いする対策

《実施主体は、特に以下の事項について対策を講じてください》

☀ 周辺のお作物に関する情報収集と対策



【他作物が栽培されている圃場の所在の確認】

- 散布対象の圃場に限らず、他作物が栽培されている圃場を示した散布作業地図を作成してください。
- 作業地図は、他作物の最新の圃場情報を記載してください。

【栽培されている他作物の種類の確認】

- 作物の種類により残留農薬のリスクが異なります。軽量の葉菜類や小型の果実類はリスクが高くなることが考えられます。

【他作物の収穫時期】

- 作物の収穫が間近なのか。散布前に収穫が可能か検討してください。
- 仮に飛散して農薬がかかったとしても、残留農薬は時間の経過とともに減少します。収穫時期を遅らせることも有効な対策です。

【他作物の残留農薬基準】

- 散布される農薬の周辺他作物の残留農薬基準値をチェックしてください。

☀ 周辺への広報・周知の徹底

- 周辺のお作物栽培者などの関係者へチラシなどで事前の連絡をしてください。

☀ 現地確認調査の徹底

- 除外地区、飛散を防ぐべき圃場の防護状況の確認を、散布者とともに行ってください。

☀ 他作物が栽培されている周辺の散布は特に注意

- 風の弱いときに優先して散布が行えるように、事前調査の段階で散布者とともに十分な打合せを行ってください。

☀ 気象観測の徹底

- 散布者とともに、気象条件（風の強さと方向）を記録し、一定期間保管しておいてください。

《実施主体は、以下の事項について対策を検討してください》

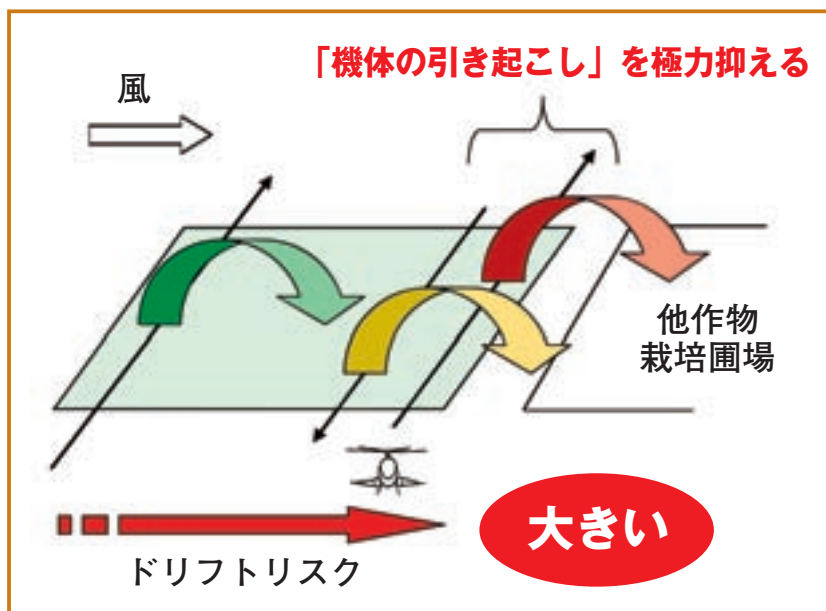
◎ 被覆などの防護措置を検討してください

- ハウスの扉を閉めるなどの措置を検討してください。

◎ 散布農薬を検討してください

- 以上の対策を講じても、なお問題が残る場合は、散布農薬を検討してください。
- 周辺の他作物の収穫時期が間近な場合は、その作物にも登録がある農薬を選定することを検討してください。この場合、残留農薬基準値をチェックしてください。
- 粒剤などの飛散しにくい剤を選定することを検討してください。

【圃場の周縁部の散布に、特に注意を！！】



- 一般的に、圃場の周縁部における散布時の飛散が、最も大きな影響を及ぼすと考えられます。
- したがって、他作物の栽培圃場と隣接する散布圃場の周縁部の散布では、「飛散低減を図る散布技術」を積極的に取り入れ、意識して飛散低減対策を行ってください。

周辺の他作物への飛散低減対策

作物栽培に使用される農薬は、食品衛生法に基づき農作物における残留農薬基準が定められています。

残留農薬基準は、従来は登録のある農薬のおよそ6割に設定され、基準の設定された作物についてのみ規制の対象でしたが、平成18年5月29日から、全ての農薬、作物に基準値が設定（ポジティブリスト制度）され、その基準値を超えて農薬が残留する食品の流通が禁止されます。

無人ヘリ防除に当たっては、適切な農薬の選定を行い、正しく使用することにより、防除対象作物に対して、残留農薬が問題になることは考えられません。

しかしながら、散布農薬が周辺の他作物へ飛散した場合、当該他作物に残留する可能性があることも想定しなければなりません。

農作物が、食品衛生法に定める残留基準値を超えてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの措置が求められることも考えられます。

特に、農薬や作物によっては、極めて低い基準値「0.01ppm（一律基準）」が設定されていますので、周辺作物への飛散防止については、より一層注意することが必要です。